

茅ヶ崎市空家等対策推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項につき協議を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、市長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市部都市政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。